平成３０年（フ）第３０２号
東京都品川区大崎５丁目８－５－203
債務者　木村　純子（旧姓駒津）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０５号
東京都葛飾区西亀有３丁目30－８　ＩＢ　ブレジオ　Ｅ号室
債務者　菊地　智明
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１６号
東京都杉並区西荻南１丁目６－16－102
債務者　手島　真満
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１９号
東京都渋谷区代々木４丁目48－２－201
債務者　平井　敏己
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２０号
東京都足立区六木１丁目５－８－401
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２１号
東京都足立区六木１丁目５－８－401
債務者　佐藤ヤスエ
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９０５号
横浜市都筑区すみれが丘３番地９　第五飯塚ハイツ202号
債務者　青木八重子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１０号
静岡県焼津市浜当目４丁目14番９号　山田荘101
債務者　萩原　孝彦
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１７号
静岡県島田市川根町抜里942番地、旧住所静岡県島田市川根町身成3294番地の34
債務者　登澤　勝巳
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２０号
東京都羽村市神明台２丁目６番地18ファミーユシマダ602
債務者　辻田リーこと　ツジタ　マガヤネスリー　ジョルダン
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５０６号
静岡県島田市大草666番地
債務者　杉本　俊子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４０号
静岡市葵区田町５丁目87番地の４　201号、旧住所静岡市葵区与一３丁目11番１－10Ｄ号
債務者　佐藤　竜矢
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８８号
静岡市清水区真砂町４番６号、旧住所静岡市清水区辻４丁目７番８－２号
債務者　岡本佐江子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８８号
東京都府中市幸町２丁目３　都営アパート２－104
債務者　山元　暁子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部